

秋田県公報

目 次

○包括外部監査契約の締結(一八七・総務課)……………	1
○生活保護法による医療機関の指定(一八八・福祉政策課) ……	1
○生活保護法による指定医療機関の廃止(一八九・福祉政策課)……………	1
○国定公園に関する公園事業の変更(一九〇・自然保護課) ……	2
○県立自然公園に関する公園事業の廃止(一九一・自然保護課)……………	2
○狩猟免許試験並びに狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習の実施(一九二・自然保護課)……………	2
○耕地整理組合の臨時代理者の指定(一九三・農地整備課) ……	3
○松くい虫のまん延防止のための措置命令(一九四・森林整備課)……………	3

ページ

○土地収用法による収用の手続開始(一九五・建設管理課) ……	3
○基本測量実施の通知(一九六・建設管理課)……………	3
○基本測量終了の通知(一九七・建設管理課)……………	3
○公共測量終了の通知(一九八・二〇〇・建設管理課)……………	4
○道路区域の変更(二〇一、二〇二・道路課)……………	4
○浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表(二〇三・河川砂防課)……………	5

公 告

○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総合防災課)……………	5
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(情報企画課)……………	5
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………	6
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………	6
○県営土地改良事業工事の完了(秋田地域振興局農林部)……………	6
○土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)……………	6
○土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)……………	6
○土地改良区の役員の就任の届出(雄勝地域振興局農林部)……………	6

告 示

秋田県告示第百八十七号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の

三十六第一項の規定により、次とおり平成二十年度の包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定に基づき、告示する。
 平成二十年四月十八日
 秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 包括外部監査契約の期間の始期 平成二十年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法基本費用並びに執行費用及び実費とする。
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 青山伸一 東京都三鷹市上連雀一丁目二十五番二十一―五百五
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 契約の定めるところによる。

秋田県告示第百八十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成二十年四月十八日
 秋田県知事 寺 田 典 城

開設者氏名又は名称	所在地	サービスの種類	指定年月日
山城 清司	男鹿市脇本脇本字上野百十一四	内科、泌尿器科	平成二十年三月二十四日
有限会社なかみ 代表取締役	由利本荘市矢島町七日町字曲り測百二十三―一	調剤薬局	平成二十年三月十五日

秋田県告示第百八十九号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出が

あったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成二十年四月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
-----	-----------	-------	-----------

たむらクリニック

医療法人青葉会 理事長

男鹿市脇本脇本字上野百十番四

平成二十年三月十六日

秋田県告示第九十号

栗駒国立公園に関する公園事業の一部を変更したので、自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第八条第四項において準用

する同法第七条第六項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。
平成二十年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

事業の種類	変更後	変更前	事業の種類	変更後	変更前
小安温泉園地	小安温泉園地	小安温泉園地	事業地	秋田県湯沢市皆瀬(小安温泉)	秋田県雄勝郡皆瀬村畑等(小安温泉)
施設の種類	変更後	変更前	施設の種類	変更後	変更前
				区域面積 二七ヘクタール	区域面積 二五ヘクタール

秋田県告示第九十一号

田沢湖抱返り県立自然公園に関する公園事業の一部を廃止したので、秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第八条第三項において準用する同条例第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。
平成二十年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

事業の種類	事業地	施設の規模
大沢園地	仙北市田沢湖瀉字荒沢地内	区域面積 一六・八一ヘクタール

秋田県告示第九十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定による平成二十年狩猟免許試験並びに同法第五十一条の規定による狩猟免許の更新に係る平成二十年の適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項及び同令第五十九条第二項において準用する同令第五十一条第二項の規定に基づき、公示する。
平成二十年四月十八日

一 狩猟免許試験

秋田県知事 寺田典城

(一) 日時及び場所	日 時	場 所
	平成二十年七月三日 午後一時	北秋田市上杉字中山沢百二十八番地 県立北欧の杜公園
	平成二十年八月二十六日 午後一時	大仙市大曲日ノ出町二丁目七番五十三号 大仙市大曲交流センター
	平成二十年十月五日 午後一時	秋田市河辺戸島字上祭沢三十八番地四 秋田県森林学習交流館

二 狩猟免許の種別に応じ、猟具の取扱、距離の目測、鳥獣の判別等の課題について行う。

秋田県知事 寺田典城

(一) 日時及び場所	日 時	場 所
	平成二十年六月二十五日 午前九時	大仙市大曲上栄町十三番六十二号 仙北地域振興局
	平成二十年七月十三日 午後一時	秋田市上北手荒巻字堺切二四番地二 遊学舎
	平成二十年八月六日 午前九時	北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地一 北秋田地域振興局
	平成二十年九月十日 午前九時三十分	秋田市上北手荒巻字堺切二四番地二 遊学舎

(二) 試験科目

- (1) 知識試験
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。
- (2) 適性試験
視力、聴力及び運動能力について行う。
- (3) 技能試験

(二) 適性検査及び講習の内容

- (1) 適性検査
視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 講習

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理について、三時間以上の講習を行う。

三 狩猟免許試験の受験及び狩猟免許の更新に必要な書類

- (一) 狩猟免許試験の受験
 - (1) 狩猟免許申請書
 - (2) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚

- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し

- (4) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書

(二) 狩猟免許の更新
狩猟免許の更新申請書
申請用紙の交付

狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書の用紙は、平成二十五年五月一日から狩猟免許試験日並びに狩猟免許更新に係る講習及び適性検査日(以下「狩猟免許更新日」という。)の二日前まで、秋田県生活環境文化部自然保護課及び各地域振興局森づくり推進課において交付する。

なお、郵送により申請書の用紙を請求する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」又は「狩猟免許更新申請書請求」と朱書きし、八十円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

五 申請書類の提出期間及び提出場所

- (一) 申請書類は、平成二十年五月一日から狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の二日前までに住所地を所管する地域振興局長に提出すること。

- (二) 申請書類を直接持参する場合の受付時間は、(一)の期間(秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

- (三) 申請書類を郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許試験」又は「狩猟免許更新」と朱書きし、書留郵便で送付すること。この場合は、狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の七日前までに到着したものに限り受け付ける。

六 狩猟免許試験日及び狩猟免許更新日における受付開始時刻の三十分前から受け付ける。

なお、当日は、狩猟免許試験にあつては、所管地域振興局長から交付された受験票を、狩猟免許更新にあつては、本人であることを証するもの(秋田県猟友会員手帳等)を持参すること。

七 狩猟免許試験及び狩猟免許更新についての問い合わせ先
秋田県生活環境文化部自然保護課又は各地域振興局森づくり推進課

秋田県告示第百九十三号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる旧耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第七十三条第四項の規定により、平成二十年四月十八日十五野耕地整理組合の臨時代理者に横手市十文字町字十文字八十八番地一佐藤公一を指定したので、同条第五項の規定に基づき、告示する。
平成二十年四月十八日
秋田県知事 寺田 典城

秋田県告示第百九十四号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、松くい虫のまん延を防止するため、同法第三条第一項第五号に掲げる命令をしますので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。
平成二十年四月十八日
秋田県知事 寺田 典城

一 区域及び期間

- (一) 区域 秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、湯上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、山本郡藤里町、三種町及び八峰町、南秋田郡五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村、仙北郡美郷町並びに雄勝郡羽後町及び東成瀬村

- (二) 期間 平成二十年五月十日から平成二十一年五月九日まで

- 二 森林病虫害等の種類
松くい虫
- 三 行うべき措置の内容
松くい虫が付着している伐採木等は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、被害対策として特別伐倒駆除を行う場合は、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

(一)に掲げる区域の松林において松くい虫による被害が発生しており、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が拡大し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

秋田県告示第百九十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の規定に基づき、次のとおり収用の手続開始を告示する。
なお、起業地の一部については、引き続き収用の手続が保留されている。
平成二十年四月十八日
秋田県知事 寺田 典城

一 起業者の名称 由利本荘市

- 二 事業の種類 由利本荘市文化複合施設整備事業及びこれに伴う市道付替工事
- 三 収用の手続が開始される起業地
秋田県由利本荘市桜小路及び東町地内

四 土地収用法第三十四条の四第二項の規定による図面の縦覧場所

- 由利本荘市 都市計画課
- 五 収用の手続が保留されている起業地
秋田県由利本荘市桜小路及び東町地内

秋田県告示第百九十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があつたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。
平成二十年四月十八日
秋田県知事 寺田 典城

一 作業の種類

- 基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)
- 二 作業を行う地域
秋田県全域
- 三 作業を行う期間
平成二十年四月七日から平成二十一年三月二十七日まで

秋田県告示第百九十七号

平成十九年秋田県告示第二百三十九号の基本測量について、平成二十年三月二十四日終了した旨国土交通省国土地理院長から通

知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百九十八号

平成十九年秋田県告示第五百十三号の公共測量について、平成二十年二月二十九日終了した旨環境省東北地方環境事務所国立公園・保全整備課長から通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百九十九号

平成十九年秋田県告示第三百三十七号の公共測量について、平成二十年三月三十一日終了した旨秋田市長から通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百二一〇号

平成十九年秋田県告示第三百九十九号の公共測量について、平成二十年三月三十一日終了した旨秋田県庁長官から通知があつたので、測量法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

十年三月三十一日終了した旨秋田県庁長官から通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百二一一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間				敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			新	旧	新	旧		
県道	新	大曲田沢湖線	A	B	仙北市角館町広久内舟場一五二番七地先から一四七番一三まで	一・一〇〇〇〇〇	〇・〇五〇	
			B	A	仙北市角館町広久内舟場一四七番一三から田沢湖神代字上大久保七〇番一地先まで	一・二〇〇〇〇〇		
県道	旧	大曲田沢湖線	A	B	仙北市角館町広久内舟場一五二番七地先から一四七番一三まで	一・一〇〇〇〇〇	〇・〇五〇	
			B	A	仙北市角館町広久内舟場一四七番一三から田沢湖神代字上大久保七〇番一地先まで	一・二〇〇〇〇〇		

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年四月十八日から同年五月一日まで

秋田県告示第百二一二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
			新	旧			
県道	旧	日三市角館線	A	B	仙北市角館町川原字川原一二番一地先から川原町六六番一六地先まで	七・〇〇〇〇	一・二九三
			B	A	仙北市角館町川原字川原一二番一地先から川原町六六番一六地先まで	一〇・四〇〇〇	
県道	新	日三市角館線	A	B	仙北市角館町川原字川原一二番一地先から川原町六六番一六地先まで	一〇・四〇〇〇	一・三六八
			B	A	仙北市角館町川原字川原一二番一地先から川原町六六番一六地先まで	一〇・四〇〇〇	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路課
 - (二) 期間 平成二十年四月十八日から同年五月一日まで

秋田県告示第二二三号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、その区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり公表する。

平成二十年四月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 浸水想定区域を指定した河川の名称
 - 一級河川大湯川、一級河川新城川、一級河川芋川、一級河川丸子川、一級河川福部内川、一級河川玉川及び一級河川松木内川
- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
 - 次の図のとおり
 - (次の図は、省略し、その図面を建設交通部河川砂防課、鹿角地域振興局建設部、秋田地域振興局建設部、由利地域振興局建設部、仙北地域振興局建設部に備え置いて閲覧に供する。)

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 名称及び数量 川崎式BK117C-1型回転翼航空機点検整備(三〇〇〇時間)一式
 - (二) 点検整備の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 履行期間 航空機引渡日から平成二十一年六月三十日まで
 - (四) 履行場所 別途指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

- (二) 航空法(昭和二十七年法律第二三十一号)第二十条第一項に規定する認定事業場で、川崎式BK117C-1型回転翼航空機系列型の整備検査能力、整備改造能力及び修理改造能力の認定を受けていること。
- (三) 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二三十七号)第二条の二に規定する修理事業の許可工場で、同法第九条第一項に規定する川崎式BK117C-1型回転翼航空機の修理方法の許可事業所であること。
- (四) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条件等を示す場所等

- (一) 契約条件等を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
 - 郵便番号〇一〇一一二二一
 - 秋田市雄和椿川字山籠四〇番地一(秋田県航空基地庁舎)
 - 秋田県知事公室総合防災課消防防災航空隊班
 - 電話番号〇一八八八六一八〇三

四 入札説明書及び仕様書の交付期間

- (二) 入札説明書及び仕様書の交付期間
 - 秋田県の休日を含め、平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十年四月十八日(金)から同年六月三日(火)までの期間、(一)の場所において随時交付する。
 - 入札執行の日時及び場所
 - 平成二十年六月十日(火)午後二時
 - 秋田県航空基地庁舎 二階会議室
 - 秋田市雄和椿川字山籠四〇番地一
 - 入札保証金

五 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
 - 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効
 - 秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否

提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。
概要

- Summary
- 1 Subject matter of Contract: 3000-hour repair/inspection of Kawasaki Model BK117C-1 Helicopter
- 2 Time-limit of tender: 2:00 P.M. 10 June, 2008
- 3 Contact point for the notice: Disaster Prevention Division, The Governor's Office, Akita prefectural, 40-1 Yamagomori Yuwa-Tsubakigawa, Akita City, Akita prefecture, Japan 010-1211 TEL 018-886-8103 (Japanese only)

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成二十年四月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 随意契約に係る特定職務の名称及び数量 汎用機アウトソーシング業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 学術国際部情報企画課 秋田市山王三丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十年三月三十一日
- 四 随意契約の相手方の名称及び住所 株式会社 日立情報システムズ秋田支店 支店長 東海林文夫 秋田市山王二丁目二番十七号
- 五 随意契約に係る契約金額 一億四千三百万円
- 六 随意契約の理由

